

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第11回（H29.10.6）	資料5

重度障害者等包括支援に係る報酬・基準について 《論点等》

重度障害者等包括支援の概要

○ 対象者

- 常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高い者
→ 障害支援区分6であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、下記のいずれかに該当する者

	類 型	状 態 像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（Ⅰ類型）	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者（Ⅱ類型）	・重症心身障害者 等
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（Ⅲ類型）		・強度行動障害 等

○ サービス内容

- 訪問系サービス（重度障害者等包括支援、重度訪問介護等）や通所サービス（生活介護、短期入所等）等を組み合わせて、包括的に提供

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者：1人以上（1人以上は専任かつ常勤）
（下記のいずれにも該当）
 - ・相談支援専門員の資格を有する者
 - ・重度障害者等包括支援対象者の直接処遇に3年以上従事した者

○ 運営基準

- 利用者と24時間連絡対応可能な体制の確保
- 2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を確保（第3者への委託も可）
- 専門医を有する医療機関との協力体制がある
- サービス利用計画を週単位で作成
- 提供されるサービスにより、最低基準や指定基準を満たす

○ 報酬単価（平成27年4月～）

■ 基本報酬

- 4時間 802単位 ○1日につき12時間を超える分は4時間781単位
- 短期入所 892単位/日 ○共同生活介護 961単位/日（夜間支援体制加算含む）

■ 主な加算

特別地域加算（15%加算）
→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

短期入所利用者で、低所得である場合は1日当たり（48単位加算）
※ 平成30年3月31日まで

○ 事業所数 10（国保連平成29年4月実績）

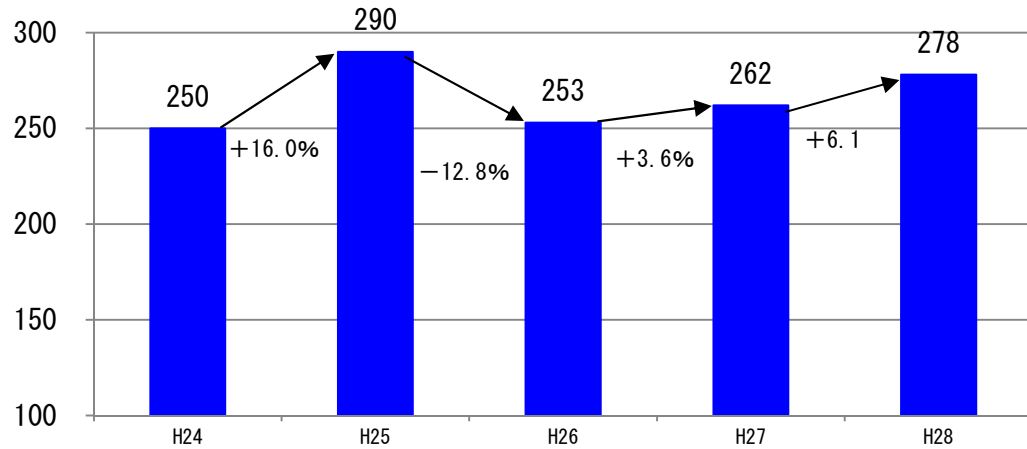
○ 利用者数 31（国保連平成29年4月実績）

重度障害者等包括支援の現状

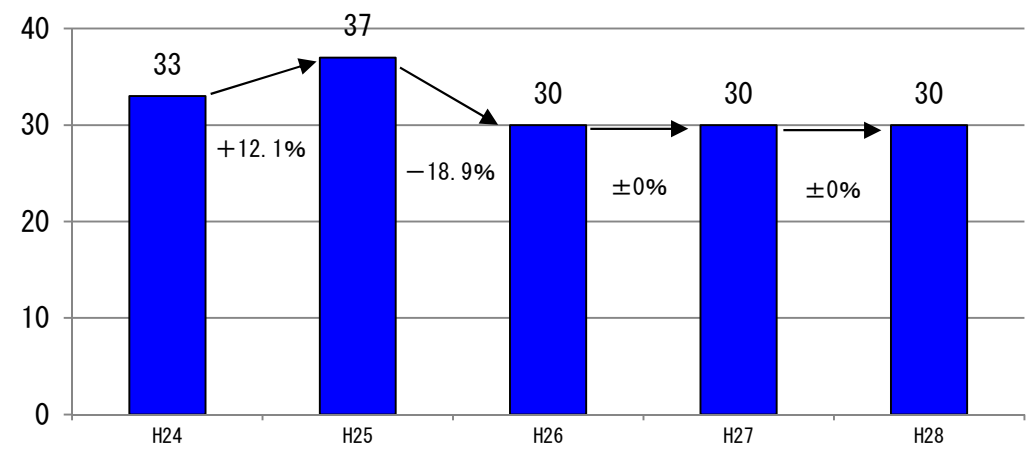
【重度障害者等包括支援の現状】

- 重度障害者等包括支援の平成28年度費用額は約2.8億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約0.01%を占めている。
- 利用者数及び事業所数については、ほぼ横ばいである。

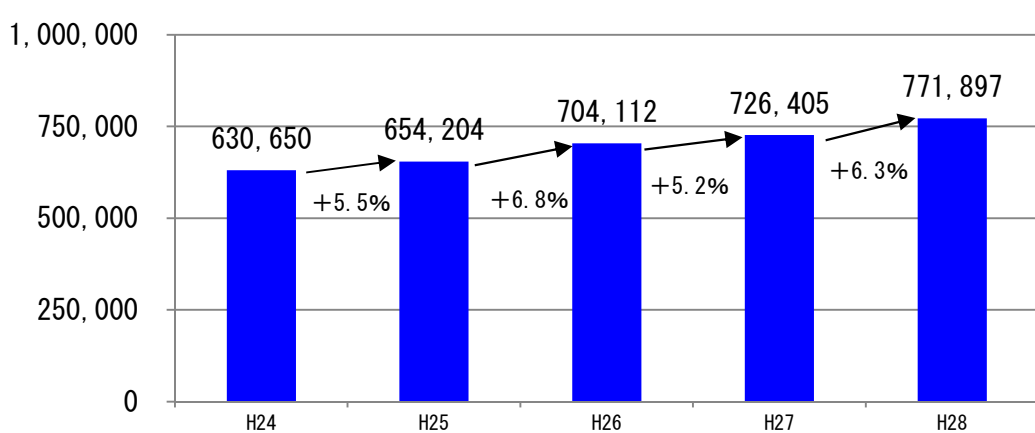
総費用額の推移（百万円）



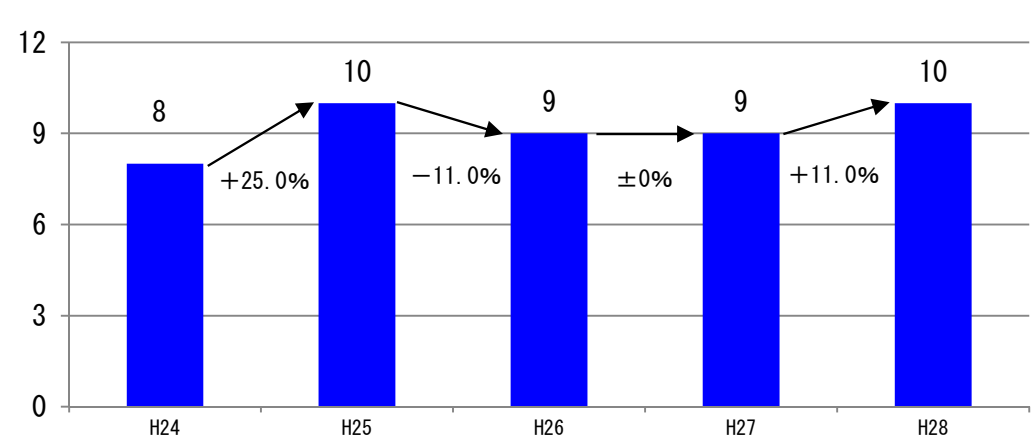
利用者数の推移（一月平均（人））



一人当たり費用額の推移（円）



事業所数の推移（一月平均（か所））



関係団体ヒアリングにおける主な意見

No	意見等の内容	団体名
1	○重度包括の提供条件について、事務的業務に見合った報酬が盛り込まれておらず、事業内容としても計画相談との役割を明確にする必要がある。その際、必要な既存の事業を包括的に利用する視点が重要であるなどの活用の仕方について通知文等で活性化に向けて見直しをする必要がある。また利用に際しては、家族同居の最重度障害児者も利用可能とする関わりから見直すことが重要である。	全国手をつなぐ育成会連合会
2	○重度障害者等包括支援等の対象拡大と活用(重度包括について医療的ケア児者はすべて対象とし、報酬を大幅に引き上げ)。	全国医療的ケア児者支援協議会 他 (同旨:全国手をつなぐ育成会連合会)

重度障害者等包括支援に係る報酬・基準について

重度障害者等包括支援に係る論点等

現状・課題(総論)

論点1 対象者要件について

論点2 報酬について

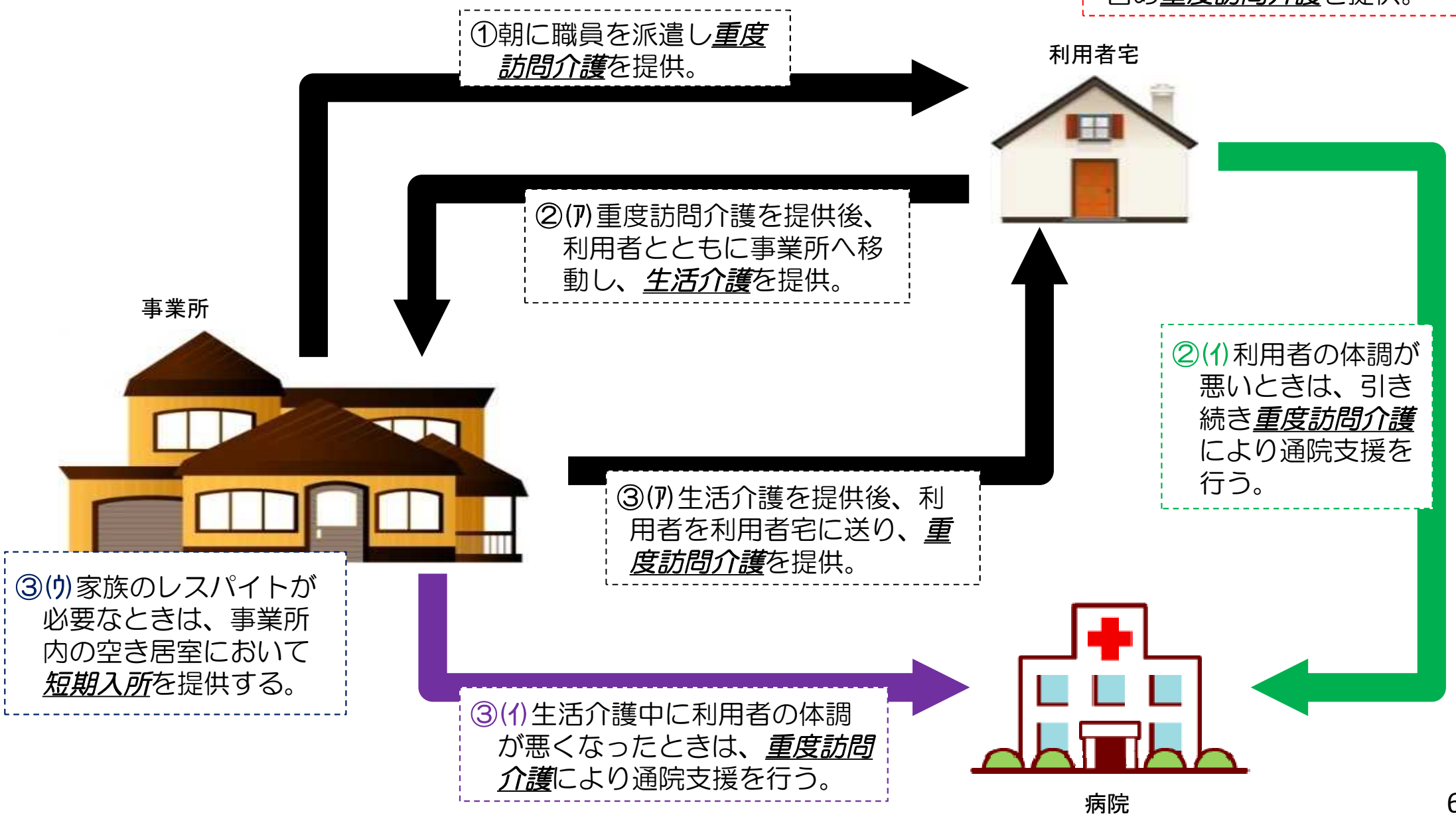
論点3 サービス提供責任者の要件等について

【現状・課題(総論)】

- 重度障害者等包括支援は、重度の障害者が地域生活を送る上で、必要なサービスを柔軟に利用できるようにするため、平成18年度に、
 - ・ 緊急のニーズに際して、その都度、支給決定を経ることを不要とし、
 - ・ 個々のサービスを提供する事業者や、実際にサービスを提供する従事者の資格要件を緩和し、
 - ・ 個々のサービスの報酬単価については、重度包括事業者による自由な設定が可能とするといったことを意義として創設されたサービスであるが、平成29年4月において、利用者は31名、請求事業所は10か所である。
- 報酬改定検討チームにおける関係団体ヒアリングでは、以下の意見・要望があった。
 - ・ 事務的業務に見合った報酬が盛り込まれておらず、事業内容としても計画相談との役割を明確にする必要。(全国手をつなぐ育成会連合会)
 - ・ 重度包括について医療的ケア児者はすべて対象とし、報酬を大幅に引き上げ。(全国医療的ケア児者支援協議会 他)
- また、障害者総合支援法施行3年後の見直しについての障害者部会の報告において、「地域で家族と生活する重症心身障害児者等のニーズに合わせて活用しやすいものにすべき」とされている。
- これまでの調査研究では、対象者要件、報酬、サービス提供責任者の要件について課題があると指摘されている。

重度障害者等包括支援の提供のイメージ

生活介護事業所が、重度障害者等包括支援の指定をとり、支援を提供するケース。
(注：一例であり、この通り提供しなくてはならないものではない。)



重度障害者等包括支援への指摘

■ 平成24年度障害者総合福祉推進事業「重度障害者等包括支援に関する実態把握と課題整理に関する調査について」における主な指摘

- 同じGHに住んでいる方でも、寝返りがうてるだけで包括のサービスを受けることができない。しかし、必要な支援は包括の支援を受けている人と変わらない。対象がもう少し広くなってくるとありがたい。
- 相談支援専門員の専従要件が厳しい。相談支援事業と兼務ができれば良いと思う。

■ 平成28年度厚生労働科学研究「障害者福祉施設およびグループホーム利用者の実態把握、利用のあり方に関する研究」における主な指摘

- 寝返りができても「座位を保てない」人と、環境変化のリスクや支援の必要度に大きな違いがあるだろうか。いくつもの事業所から疑問の声が上がっている。
- 度重なる報酬改定で事業所として重度包括のメリットが少ない。

【論点1】 対象者要件について

現状・課題

- 対象者は以下のⅠからⅢ類型のいずれかの要件を満たす者である。

類 型		状態像	
●障害支援区分6 ●認定調査項目「コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定	●四肢麻痺があること ●認定調査項目「寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定	●認定調査項目「レスピレーター」において「ある」と認定 (Ⅰ類型) ●知的障害の程度が「最重度」 (Ⅱ類型)	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	●障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者		・重症心身障害者 等
			・強度行動障害 等

- このうち、『「寝返り」において「全面的な支援が必要」』であることについて、寝返りが一部できても座位保持ができないなど、支援の必要度等が変わらないのに対象とならないことについて指摘されている。

論 点

- 対象者要件について、どう考えるか。

- 対象者要件を改めるのであれば、重度障害者等包括支援が必要な対象者の要件について調査研究が必要ではないか。

【論点2】 報酬について

現状・課題

- 包括的に提供するサービスのうち、短期入所及び共同生活援助について、個々のサービスであれば算定できる各種加算を算定することができない。

論 点

- 報酬についてどう考えるか。

- 個々のサービスより指定基準が低く設定されていることや、個々のサービスで算定可能な加算には、包括的にサービスを提供することにより評価が不要となるものもあることに留意しつつ、重度障害者等包括支援で提供するサービス内容に見合う報酬となるよう検討してはどうか。

重度障害者等包括支援の主な報酬単価

基本部分	
イ(1)居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(1日につき12時間を超えない範囲)	4時間につき (802単位)
イ(2)居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(1日につき12時間を超える範囲)	4時間につき (781単位)
ロ 短期入所	1日につき (892単位)
ハ 共同生活援助(介護サービス包括型に限る)	1日につき (961単位)

注
夜間もしくは早朝の場合
又は深夜の場合

夜間もしくは早朝の場合
+25/100

深夜の場合
+50/100

注
特別地域加算

+15/100

注
喀痰吸引等支援体制加算
※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象

1人1日当たり
100単位
を加算

注
低所得の利用者に対し支援を行った場合
※

1日につき48
単位を加算

※ 食事提供体制加算相当

短期入所の主な報酬単価

基本部分		
イ 福祉型短期入所サービス	(1) 福祉型短期入所サービス費 (I)	(一) 区分6 (892単位)
	(2) 福祉型短期入所サービス費 (II)	(一) 区分6 (582単位)
ロ 医療型短期入所サービス	(1) 医療型短期入所サービス費 (I)	(2,609単位)
	(2) 医療型短期入所サービス費 (II)	(2,407単位)
	(3) 医療型短期入所サービス費 (III)	(1,404単位)
ハ 医療型特定短期入所サービス費	(1) 医療型特定短期入所サービス費 (I)	(2,489単位)
	(2) 医療型特定短期入所サービス費 (II)	(2,277単位)
	(3) 医療型特定短期入所サービス費 (III)	(1,304単位)
	(4) 医療型特定短期入所サービス費 (IV)	(1,738単位)
	(5) 医療型特定短期入所サービス費 (V)	(1,606単位)
	(6) 医療型特定短期入所サービス費 (VI)	(936単位)
重度障害者支援加算		(1日につき 50単位を加算)
単独型加算		(1日につき 320単位を加算)
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算 (I)	(1日につき 600単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算 (II)	(1日につき 300単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算 (III)	(1日につき 500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算 (IV)	(1日につき 100単位を加算)
食事提供体制加算		(1日につき 48単位を加算)
特別重度支援加算	イ 特別重度支援加算 (I)	(1日につき 388単位を加算)
	ロ 特別重度支援加算 (II)	(1日につき 120単位を加算)
緊急短期入所受入加算	イ 緊急短期入所受入加算 (I)	(1日につき 120単位を加算)
	ロ 緊急短期入所受入加算 (II)	(1日につき 180単位を加算)
送迎加算		(片道につき 186単位を加算)

注	
利用者の数が利用定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合
× 70 / 100	× 70 / 100

注 一定の条件を満たす場合 +10単位

注 一定の条件を満たす場合 +100単位

共同生活援助の主な報酬単価

基本部分

イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ)	(1) 区分6	(668単位)
ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)	(1) 区分6	(617単位)
ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ)	(1) 区分6	(584単位)
ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ)	(1) 区分6	(699単位)
ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	世話人配置4:1の場合	(444単位)
	世話人配置5:1の場合	(393単位)
	世話人配置6:1の場合	(360単位)

注

大規模住居等減算

入居定員が⁸人以上
×95/100

入居定員が²¹人以上
×93/100

一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が²¹人以上
×95/100

注

世話人、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合

共同生活援助計画が作成されていない場合

×70/100

×95/100

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき10単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき7単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき4単位を加算)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき41単位を加算)

夜間支援等体制加算	イ 夜間支援等体制加算(Ⅰ)	(1)夜間支援対象利用者2人以下	(1日につき672単位を加算)
		(2)夜間支援対象利用者3人	(1日につき448単位を加算)
		(3)夜間支援対象利用者4人	(1日につき336単位を加算)
	ロ 夜間支援等体制加算(Ⅱ)	(1)夜間支援対象利用者4人以下	(1日につき112単位を加算)
		(2)夜間支援対象利用者5人	(1日につき90単位を加算)
		(3)夜間支援対象利用者6人	(1日につき75単位を加算)
ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ)		(1日につき10単位を加算)	

重度障害者支援加算 (1日につき360単位を加算)

自立生活支援加算 (入居中1回、退居後1回を限度として、500単位を加算)

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき100単位を加算)
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき39単位を加算)


地域生活移行個別支援特別加算 (1日につき670単位を加算)

【論点3】 サービス提供責任者の要件等について

現状・課題

- サービス提供責任者の要件である、相談支援専門員を専従で確保することが難しいとの指摘がある。
- 現状では、サービス等利用計画を、障害福祉サービスを利用する全ての者が作成するため、重度障害者等包括支援のサービス提供責任者が作成する「サービス利用計画」との役割が重複している。

論 点

- サービス提供責任者の要件や、その役割についてどう考えるか。

- サービス等利用計画の作成を通じた総合的な支援のマネジメントは相談支援事業所が行う。
- サービス提供責任者に求められる役割は、利用者の状態等により発生するニーズ(例えば急な通院)に応じて柔軟に支援ができる体制を整え、実際に急な支援内容の変更時に必要な調整を行うことではないか。
- これらの業務内容を踏まえ、サービス提供責任者要件の緩和を検討してはどうか。

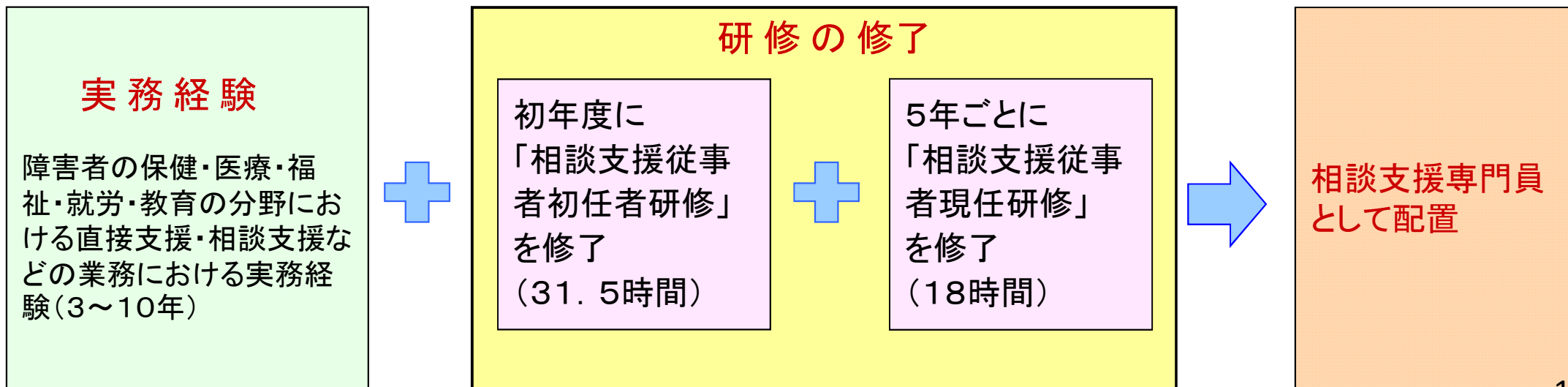
指定相談支援事業所と相談支援専門員

- 指定相談支援事業所ごとに管理者及び相談支援専門員等を配置。
- 指定相談支援事業所に配置された相談支援専門員等が、
 - 利用者の意向を踏まえたサービス等利用計画の作成
 - 地域移行・地域定着に向けた支援
 - 市町村の委託による障害者（児）の各種の相談支援を実施。

※ 指定特定・指定障害児相談支援事業所数 8, 684箇所（平成28年4月1日現在）

※ 上記事業所に配置されている相談支援専門員数 17, 579人（平成28年4月1日現在）

【相談支援専門員の要件】



(参考) 相談支援専門員の実務経験

業務の範囲		相談支援専門員	
		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※1	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※2を有する者 (4) 施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	② 介護等業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者	3年以上

※1平成18年10月1日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成18年9月30日までの間の期間が通算して3年以上

※2国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。